

こ 支 障 第 39 号
令 和 5 年 6 月 30 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

こども家庭庁
支援局障害児支援課長
（公印省略）

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の取扱いについて

令和5年度における障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について、障害児施設措置費の主な改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう配慮されたい。

第1 主な改正内容について

- （1）職員健康管理費：7,801円→7,989円
- （2）単価への物価反映

第2 適用日について

- （1）～（2）適用日：令和5年4月1日

参考	別紙1	令和5年度	管理費単価表
	別紙2	令和5年度	障害児入所施設職員の本俸基準額表
	別紙3	令和5年度	障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表
	別紙4		障害児入所施設職員配置基準
	別紙5	令和5年度	保護単価（1人当たり）表
	別紙6	令和5年度	保護単価改正一覧表

なお、赤字部分は、前回発出（令和5年2月24日）したものからの変更箇所となります。

令和5年度 管理費単価表

(1)事務費の一般分保護単価に含まれている管理費

【本体施設】

定員	①
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
30人	円 22,855
31～40	19,852
41～50	16,874
51～60	16,024
61～70	15,683
71～80	14,334
81～90	13,893
91～100	13,040
101～110	12,820
111～120	12,740
121～130	12,661
131～140	12,202
141～150	12,161
151～160	12,091
161～170	11,942
171～180	11,912
181～190	11,871
191人以上	11,562

【本体施設】

定員	①-2
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設を併設する場合)
10人	円 51,599
11～20	29,184

【併設施設】

定員	①-3
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設に併設する場合)
10人	円 38,457
11～20	23,199

【本体施設】

定員	②
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設
40人	円 20,464
41～50	19,424
51～60	17,563
61～70	16,855
71人以上	15,253

【本体施設】

③	
定員	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	22,263
31～40	19,072
41～50	16,624
51～60	15,673
61～70	15,243
71～80	14,281
81～90	13,753
91～100	12,791

【本体施設】

③-2	
定員	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
	円
10人	49,499
11～15	35,347
16～20	28,266
21～25	25,265
26～30	22,263

【併設施設】

③-3	
定員	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合)
	円
5人	57,764
6～10	36,058
11～15	26,396
16～20	21,557
21～25	18,669
26～30	17,793

【本体施設】

④	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
	円
30人	22,113
31～40	18,932
41～50	16,502
51～60	15,563
61～70	15,153
71～80	14,201
81～90	13,642
91～100	12,730

【本体施設】

④-2	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (障害者支援施設又は主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)
10人	円 49,159
11 ~ 15	35,093
16 ~ 20	28,074
21 ~ 25	23,841
26 ~ 30	22,113

【併設施設】

④-3	
定員	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設 (主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設に併設する場合)
5人	円 57,704
6 ~ 10	35,998
11 ~ 15	26,664
16 ~ 20	21,489
21 ~ 25	18,579
26 ~ 30	17,723

【本体施設】

⑤	
定員	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設
50人	円 18,546
51 ~ 60	17,997
61 ~ 70	17,577
71人以上	16,976

(2)事務費の加算分保護単価に含まれている管理費

【本体施設・併設施設】

①	
定員	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
30人	1,126
31 ~ 40	899
41 ~ 50	672
51 ~ 60	606
61 ~ 70	538
71 ~ 80	473
81 ~ 90	405
91 ~ 100	333
101 ~ 110	312
111 ~ 120	287
121 ~ 130	264
131 ~ 140	246
141 ~ 150	220
151 ~ 160	213
161 ~ 170	209
171 ~ 180	199
181 ~ 190	193
191人以上	186

【本体施設・併設施設】

①-2	
定員	福祉型障害児入所施設 (主として肢体不自由児 を入所させる福祉型障害 児入所施設を除く。)の 職業指導員加算分
	円
10人	3,409
11 ~ 20	1,698

【本体施設・併設施設】

①-3	
定員	主として盲児又はろうあ 児を入所させる福祉型障 害児入所施設の職業指導 員加算分
	円
5人	6,825
6 ~ 10	3,409
11 ~ 15	2,270
16 ~ 20	1,698
21 ~ 25	1,357
26 ~ 30	1,126

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

【本体施設・併設施設】

定員	② 福祉型障害児入所施設の 乳幼児加算
1人につき	円 1,698

【本体施設・併設施設】

定員	③ 主として盲児を入所させる 福祉型障害児入所施設 等指導員特別加算分
5人	円 112
6～10	56
11～15	37
16～20	28
21～25	22
26～30	20
31～35	16

【本体施設・併設施設】

定員	④ 心理指導担当職員 配置加算分	⑤ 心理指導担当職員配置 加算分（公認心理師）	⑥ 看護職員配置 加算（I）費分
	円	円	円
10人	4,247	4,247	640
11～20	2,123	2,123	320
21～30	1,416	1,416	213
31～40	1,062	1,062	160
41～50	849	849	128
51～60	708	708	107
61～70	607	607	91
71～80	531	531	80
81～90	472	472	71
91～100	425	425	64
101～110	386	386	58
111～120	354	354	53
121～130	327	327	49
131～140	303	303	46
141～150	283	283	43
151～160	265	265	40
161～170	250	250	38
171～180	236	236	36
181～190	224	224	34
191人以上	212	212	32

【本体施設・併設施設】

定員	⑦ 看護職員配置 加算（Ⅱ）費分	⑧ 児童発達支援管理 責任者配置費分	⑨ 児童指導員等 加配加算分
10人	円 640	円 1,577	円 1,183
11～20	320	789	592
21～30	213	526	395
31～40	160	394	296
41～50	128	315	236
51～60	107	263	197
61～70	91	225	169
71～80	80	197	148
81～90	71	175	131
91～100	64	158	119
101～110	58	143	107
111～120	53	131	98
121～130	49	121	91
131～140	46	113	85
141～150	43	105	79
151～160	40	99	74
161～170	38	93	70
171～180	36	88	66
181～190	34	83	62
191人以上	32	79	59

【本体施設・併設施設】

定員	⑩ ソーシャルワーカー 配置加算費分
10人	円 640
11～20	320
21～30	213
31～40	160
41～50	128
51～60	107
61～70	91
71～80	80
81～90	71
91～100	64
101～110	58
111～120	53
121～130	49
131～140	46
141～150	43
151～160	40
161～170	38
171～180	36
181～190	34
191人以上	32

令和5年度 障害児入所施設職員の本俸基準額表

(単位：円)

区分	主として知的障害児、盲児及びろうあ児 を入所させる福祉型障害児入所施設	
施設長	福(4-5)	284,400
	福(2-33)	260,400
主任(児童)指導員	福(2-17)	238,700
(児童)指導員	福(2-13)	232,500
職業指導員	福(1-25)	197,700
主任保育士	福(1-37)	215,100
保育士	福(1-33)	210,200
事務員	行Ⅰ(2-9)	212,400
栄養士	医Ⅱ(2-5)	197,800
調理員等	行Ⅱ(1-37)	179,900
介助員	行Ⅱ(1-37)	179,900
ソーシャルワーカー	福(2-17)	238,700

- (注) 1. 「施設長」欄の主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、上段51人以上、下段50人以下の施設である。
2. 直接処遇職員にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
3. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

令和5年度 障害児入所施設職員の特殊業務手当基準額表

(単位：円)

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
主として知的障害児、盲児及びろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1)児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2)児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3)児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4)その他の児童指導員	3	9,300
	(5)その他の保育士	3	7,800
	(6)職業指導員	3	7,800
	(7)ソーシャルワーカー	3	9,300
主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1)児童と起居をともにする主任児童指導員	4	9,300
	(2)児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	(3)児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	(4)その他の児童指導員	3	9,300
	(5)その他の保育士	3	7,800
	(6)看護師	2	9,400
	(7)職業指導員	3	7,800
	(8)ソーシャルワーカー	3	9,300
主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	(1)主任児童指導員	4	9,300
	(2)その他の児童指導員	4	9,300
	(3)保育士	4	7,800
	(4)看護師	2	9,400
	(5)ソーシャルワーカー	3	9,300

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。

別紙4 障害児入所施設職員配置基準

1. 障害児入所施設職員配置基準（2. の場合を除く。）

施設及び定員		職員									
		施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	人										
	30	1	1	9		2 (2)			1	4	18 (2)
	31~40	1	1	10		2 (2)			1	4	19 (2)
	41~49	1	1	13		2 (2)		1	1	4	23 (2)
	50	1	1	13		2 (2)		1	1	4	23 (2)
	51~60	1	1	15		2 (2)		1	1	4	25 (2)
	61~70	1	1	18		2 (2)		1	1	4	28 (2)
	71~80	1	1	20		2 (2)		1	1	4	30 (2)
	81~89	1	1	23		2 (2)		1	1	4	33 (2)
	90	1	1	23		2 (2)		1	1	5	34 (2)
	91~100	1	1	25		2 (2)		1	1	5	36 (2)
	101~110	1	1	28		2 (2)		1	1	5	39 (2)
	111~119	1	1	30		2 (2)		1	1	5	41 (2)
	120	1	1	30		2 (2)		1	1	6	42 (2)
	121~130	1	1	33		2 (2)		1	1	6	45 (2)
	131~140	1	1	35		2 (2)		1	1	6	47 (2)
	141~149	1	1	38		2 (2)		1	1	6	50 (2)
	150	1	2	38		2 (2)		1	1	7	52 (2)
	151~160	1	2	40		2 (2)		1	1	7	54 (2)
161~170	1	2	43		2 (2)		1	1	7	57 (2)	
171~180	1	2	45		2 (2)		1	1	8	60 (2)	
181~190	1	2	48		2 (2)		1	1	8	63 (2)	
191~200	1	2	50		2 (2)		1	1	8	65 (2)	
福祉型障害児入所施設	40	1	1	10		3 (2)	2		1	4	22 (2)
	41~50	1	1	13		3 (2)	3	1	1	4	27 (2)
	51~60	1	1	15		3 (2)	3	1	1	4	29 (2)
	61~70	1	1	18		3 (2)	4	1	1	4	33 (2)
	71~80	1	1	20		3 (2)	4	1	1	4	35 (2)
主として福祉型障害児を入所させる	30	1	1	9		2 (2)			1	4	18 (2)
	31~35	1	1	10		2 (2)			1	4	19 (2)
	36~40	1	1	10		2 (2)			1	4	19 (2)
	41~50	1	1	13		2 (2)		1	1	4	23 (2)
	51~60	1	1	15		2 (2)		1	1	4	25 (2)
	61~70	1	1	18		2 (2)		1	1	4	28 (2)
	71~80	1	1	20		2 (2)		1	1	4	30 (2)
	81~89	1	1	23		2 (2)		1	1	4	33 (2)
	90	1	1	23		2 (2)		1	1	5	34 (2)
	91~100	1	1	25		2 (2)		1	1	5	36 (2)

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員									
		施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
福を主 入社入と 所型所し 施障さて 設害せ盲 児る児	人										
	10	1	1	4		2 (2)			1	4	13 (2)
	11~15	1	1	5		2 (2)			1	4	14 (2)
	16~20	1	1	6		2 (2)			1	4	15 (2)
	21~25	1	1	8		2 (2)			1	4	17 (2)
	26~30	1	1	9		2 (2)			1	4	18 (2)

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員									
		施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
所主 害さと 児せし 入るて 所福盲 施社児 設型を 障入	人										
	5			3							3
	6~10			4							4
	11~15			5							5
	16~20			6							6
	21~25			8							8
	26~30			9							9

(5) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合

施設及び定員		職員									
		施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	計
福を主 入社入と 所型所し 施障さて 設害せ盲 児る児	人										
	10	1	1	4		1 (1)			1	4	12 (1)
	11~15	1	1	5		1 (1)			1	4	13 (1)
	16~20	1	1	6		1 (1)			1	4	14 (1)
	21~25	1	1	8		1 (1)			1	4	16 (1)
	26~30	1	1	9		1 (1)			1	4	17 (1)

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合

施設及び定員		職員									計
		施設長	事務員	児童指導員	保育士	医師	看護師	栄養士	介助員	調理員等	
福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる										
	主としてろうあ児を入所させる										
	併設										
	5			3							3
	6～10			4							4
	11～15			5							5
16～20			6							6	
21～25			8							8	
26～30			9							9	

(注) ・医師の()内の職員は、嘱託医の職員で再掲。

・この表に掲げる数字は、標準的な職員の人員配置を示したものであり直接処遇職員(児童指導員・保育士)については、実際の職員配置基準においては総数を4.0(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設)で除して得た数等であること。

<p>体不自由児 を入所させ る医療型障 害児入所施 設</p>	<p>養費の算定基準 に準じて算定し た額 保健衛生費 380円 乳幼児加算費 21,900円 日用品費 21,480円 指導訓練材料費 440円 看護代替要員費 170円 重度障害児支援 加算費 61,950円 スプリンクラー 保守管理費 320円 重度重複障害児 加算費 34,600円 被虐待児受入加 算費 40,800円 児童発達支援管 理責任者配置費 7,720円 小規模グルー プケア加算費 76,730円 心理指導担当職 員配置加算費 5,410円 ソーシャルワー カー配置加算費 7,890円</p>								
<p>主として肢 体不自由児 を入所させ る指定発達 支援医療機 関</p>	<p>健康保険の療養 費の算定方法及 び入院時食事療 養費の算定基準 に準じて算定し た額 日用品費 21,480円 保育士等加算費 21,900円 乳幼児加算費 21,900円 指導訓練材料費 440円 特別訓練費 830円 重度障害児支援 加算費 61,950円 重度重複障害児 加算費 34,600円 被虐待児受入加 算費 40,800円 小規模グルー プケア加算費 76,730円 ソーシャルワー カー配置加算費 7,890円</p>								
<p>主として肢</p>	<p>53,720円 重度障害児支援 加算費</p>						<p>通所のため の交通 費実費</p>	<p>82,760円 さらに住 居費及び</p>	<p>5級地 7,880円 4級地</p>

算費										
40,800円 児童発達支援管 理責任者配置費 (指定発達支援 医療機関を除 く。)										
7,720円 小規模グルー プケア加算費(指 定発達支援医療 機関を除く。)										
76,730円 ソーシャルワ ーカー配置加算費 7,890円										

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。

令和 5 年度 保護単価改正一覧表

単位：円

対象経費		改正前	改正後	
一般生活費		52,460	53,720	
重度障害児支援加算費	知的障害児	25%加算分	50,610	51,610
		30%加算分	60,700	61,950
	自閉症児	25%加算分	50,610	51,610
		30%加算分	60,700	61,950
	盲児	25%加算分	48,390	49,460
		30%加算分	58,090	59,340
	ろうあ児	25%加算分	43,650	44,560
		30%加算分	52,410	53,470
肢体不自由児		60,700	61,950	
強度行動障害児特別支援加算費		240,705	245,900	
重度重複障害児加算費		34,000	34,600	
日用品費		20,980	21,480	
児童用採暖費	5級地	7,690	7,880	
	4級地	5,900	6,040	
	3級地	3,820	3,910	
	2級地	2,830	2,900	
	その他の地域	1,430	1,460	